

○市川市介護保険条例

平成 12 年 3 月 22 日条例第 10 号

改正

平成 13 年 3 月 28 日条例第 10 号

平成 14 年 3 月 22 日条例第 1 号

平成 15 年 3 月 26 日条例第 11 号

平成 18 年 3 月 24 日条例第 1 号

平成 18 年 3 月 24 日条例第 17 号

平成 18 年 6 月 26 日条例第 35 号

平成 20 年 3 月 28 日条例第 11 号

平成 21 年 3 月 23 日条例第 6 号

平成 22 年 12 月 10 日条例第 38 号

平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号

平成 24 年 3 月 16 日条例第 15 号

平成 27 年 3 月 19 日条例第 14 号

平成 27 年 6 月 19 日条例第 32 号

平成 27 年 12 月 24 日条例第 60 号

平成 30 年 3 月 22 日条例第 10 号

平成 30 年 9 月 27 日条例第 43 号

(市が行う介護保険)

第 1 条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(市川市介護認定審査会の委員の定数等)

第 2 条 市川市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、100 人以内とする。

2 認定審査会の事務は、福祉部において処理する。

3 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

4 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成 14 年条例 1 号・18 年 1 号・17 号・22 年 38 号・23 年 4 号〕

(保険料率)

第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 30,060円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 40,080円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 43,440円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 53,460円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 66,840円

(6) 次のいずれかに該当する者 73,500円

ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 83,520円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 100,260円

ア 合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 106,920 円

ア 合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 113,580 円

ア 合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 126,960 円

ア 合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を

除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 133,680 円

ア 合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 140,340 円

ア 合計所得金額が 700 万円以上 800 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 147,000 円

ア 合計所得金額が 800 万円以上 900 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 153,720 円

ア 合計所得金額が 900 万円以上 1,000 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る

部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 160,380 円

ア 合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 167,100 円

全部改正〔平成 18 年条例 17 号〕、一部改正〔平成 21 年条例 6 号・24 年 15 号・27 年 14 号・30 年 10 号・43 号〕

(普通徴収に係る納期等)

第 4 条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 16 日から同月 31 日まで

第 2 期 8 月 16 日から同月 31 日まで

第 3 期 9 月 16 日から同月 30 日まで

第 4 期 10 月 16 日から同月 31 日まで

第 5 期 11 月 16 日から同月 30 日まで

第 6 期 12 月 16 日から同月 28 日まで

第 7 期 翌年 1 月 16 日から同月 31 日まで

第 8 期 翌年 2 月 16 日から同月末日まで

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算する。

(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料額の算定)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第3条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ若しくは第16号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第3条第6号から第16号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

一部改正〔平成18年条例17号・21年6号・24年15号・27年14号・30年10号〕

(保険料額等の通知)

第6条 市長は、保険料額が定まったときは、速やかに、当該保険料額及びこれに係る納期を第1号被保険者に通知しなければならない。当該保険料額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第7条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定による普通徴収に係る保険料の納付義務者が納期限後にその保険料を納付する場合の延滞金の徴収については、市川市税外収入に対する延滞金徴収条例（昭和45年条例第6号）の定めるところによる。

一部改正〔平成27年条例32号〕

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、保険料の納付義務者がその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) その他前各号に準ずる特別の事由があること。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収の猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個

人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条第2項第1号において同じ。)

(2) 徴収の猶予を受けようとする保険料額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収の猶予を必要とする理由

一部改正〔平成27年条例60号〕

(保険料の減免)

第9条 市長は、前条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、保険料の納付義務者の申請によって、その者が納付すべき保険料の全部又は一部を減免することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があるとき、これらの日後においても提出することができる。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号

(2) 減免を受けようとする保険料額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅したときは、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

一部改正〔平成24年条例15号・27年60号〕

(保険料に関する申告)

第 10 条 第 1 号被保険者は、毎年度 4 月 15 日まで（保険料の賦課期日後に第 1 号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から 15 日以内）に、第 1 号被保険者本人の所得の状況及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のうち当該年度分の市区町村民税が課税されている者の有無又は当該世帯主その他その世帯に属する者の所得の状況その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第 1 号被保険者及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第 317 条の 2 第 1 項の申告書（当該第 1 号被保険者及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者すべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第 317 条の 6 第 1 項の給与支払報告書又は同条第 4 項の公的年金等支払報告書）が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

2 前項本文に規定する申告書の提出のない第 1 号被保険者（第 1 号被保険者及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者につき同項ただし書に規定する申告書、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く。）については、その者を令第 39 条第 1 項第 1 号ハに掲げる者とみなして第 3 条第 1 号に規定する保険料率を適用する。

一部改正〔平成 18 年条例 17 号・21 年 6 号・27 年 14 号〕

第 11 条 削除

削除〔平成 18 年条例 17 号〕

(市川市介護保険地域運営委員会の設置及び任務)

第 12 条 本市に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市川市介護保険地域運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

(1) 法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保に関する事項

(2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保に関する事項

(3) 保険給付の適正化に関する事項

追加〔平成18年条例35号〕、一部改正〔平成21年条例6号・27年14号〕

(組織等)

第13条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 保健、医療又は福祉に関し学識経験のある者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 被保険者

(4) 法第7条第5項に規定する介護支援専門員又は法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等で構成される団体の推薦を受けた者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

追加〔平成18年条例35号〕

(委員長及び副委員長)

第14条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

追加〔平成 18 年条例 35 号〕

(会議)

第 15 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

追加〔平成 18 年条例 35 号〕

(守秘義務等)

第 16 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

3 委員会の事務は、福祉部において処理する。

4 第 12 条から前条まで及び前 3 項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

追加〔平成 18 年条例 35 号〕、一部改正〔平成 23 年条例 4 号〕

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成 18 年条例 35 号〕

(過料)

第 18 条 市長は、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき（同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10 万円以下の過料を科することができる。

2 市長は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10 万円以下の過料を科することができる。

3 市長は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科することができる。

一部改正〔平成 13 年条例 10 号・18 年 17 号・35 号・30 年 10 号〕

第 19 条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第 150 条第 1 項に規定する介護給付費・地域支援事業支援納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

一部改正〔平成 18 年条例 17 号・35 号〕

第 20 条 前 2 条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前 2 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

一部改正〔平成 18 年条例 35 号〕

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率)

第2条 法第124条の2第1項の規定により減額賦課を行う第3条第1号に掲げる第1号被保険者に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,700円とする。

全部改正〔平成27年条例32号〕、一部改正〔平成30年条例10号〕

(平成30年度から平成32年度までにおける保険料の減額の特例)

第3条 第9条第1項に定めるもののほか、市長は、令第39条第1項第1号(ロを除く。)、第2号及び第3号に掲げる者について、その者及びその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入等の状況を勘案して特にその世帯の生計を維持することが困難であると認めるときは、保険料の納付義務者の申請によって、その者が納付すべき平成30年度から平成32年度までの保険料に限り、その一部を減額することができる。

2 第9条第2項の規定は前項の申請をしようとする者について、同条第3項の規定は前項の規定により保険料の減額を受けた者について準用する。

全部改正〔平成13年条例10号〕、一部改正〔平成15年条例11号・18年17号・21年6号・24年15号・27年14号・30年10号〕

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第4条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るための体制整備が必要であることを認め、平成27年4月1日から平成28年2月29日までの間には行わず、同年3月1日から行うものとする。

追加〔平成27年条例14号〕、一部改正〔平成27年条例60号〕

附 則（平成 13 年 3 月 28 日条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 22 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成 15 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 14 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日条例第 1 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日条例第 17 号）

改正

平成 20 年 3 月 28 日条例第 11 号

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条の改正規定及び附則第 5 条の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

（保険料に関する経過措置）

第 2 条 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成 18 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 17 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（過料に関する経過措置）

第 3 条 この条例の施行前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

（平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における保険料率の特例）

第 4 条 平成 18 年度の保険料率は、改正後の第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）改正後の第 3 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合に改正後の第 3 条第 1 項第 1 号に該当するもの 29,280 円

（2）改正後の第 3 条第 1 項第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第 2 号に該当するもの 29,280 円

(3) 改正後の第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第3号に該当するもの 36,840円

(4) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に改正後の第3条第1項第1号に該当するもの 33,300円

(5) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第2号に該当するもの 33,300円

(6) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第3号に該当するもの 40,380円

(7) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第4号に該当するもの 47,940円

2 平成19年度の保険料率は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第1号に該当するもの 36,840円

(2) 改正後の第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第2号に該当するもの 36,840円

(3) 改正後の第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないもの

のとした場合に同項第3号に該当するもの 40,380円

(4) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に改正後の第3条第1項第1号に該当するもの 44,400円

(5) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第2号に該当するもの 44,400円

(6) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第3号に該当するもの 47,940円

(7) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第4号に該当するもの 51,480円

3 平成20年度の保険料率は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 改正後の第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第1号に該当するもの 36,840円

(2) 改正後の第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第2号に該当するもの 36,840円

(3) 改正後の第3条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第3号に該当するもの 40,380円

(4) 改正後の第3条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及

びすべての世帯員（介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 365 号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 28 号）附則第 4 条第 5 号に該当する者（以下「第 5 号該当者」という。）に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に改正後の第 3 条第 1 項第 1 号に該当するもの 44,400 円

(5) 改正後の第 3 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 5 号該当者に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第 2 号に該当するもの 44,400 円

(6) 改正後の第 3 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 5 号該当者に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第 3 号に該当するもの 47,940 円

(7) 改正後の第 3 条第 1 項第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第 5 号該当者に限る。）が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合に同項第 4 号に該当するもの 51,480 円

一部改正〔平成 20 年条例 11 号〕

（市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 5 条 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 18 年 6 月 26 日条例第 35 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

（市川市社会福祉審議会条例の一部改正）

2 市川市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 20 年 3 月 28 日条例第 11 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 2 項第 1 号の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成 21 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 20 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）附則第 11 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、40,500 円とする。

（市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

4 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 22 年 12 月 10 日条例第 38 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 16 日条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成 24 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 23 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

3 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成 10 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 14 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 6 月 19 日条例第 32 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の附則第 2 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料率について適用し、平成 26 年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 12 月 24 日条例第 60 号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条の改正規定 公布の日

(2) 第 8 条第 2 項第 1 号及び第 9 条第 2 項第 1 号の改正規定並びに次項の規定 平成 28 年 1 月 1 日

(経過措置)

2 改正後の第 8 条第 2 項第 1 号及び第 9 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する改正後の第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項に規定する申請書については、

なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条及び第 5 条並びに附則第 2 条及び第 3 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 平成 30 年 4 月 1 日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 9 月 27 日条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。